

## 学校法人誠真学園 役員及び評議員の報酬等の支給基準

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人誠真学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事という。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 非常勤の役員及び評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は別表1に定める額とする。

- 2 法人の職員については、代休措置を基本とし、代休の取得が難しい場合のみ、報酬を支給するものとする。
- 3 法人の職員で、上記2項により報酬を支給する時は、別紙1に定める額の半額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む、もしくは現金で支給する。

### (費用)

第6条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を

支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

#### 別表第1（非常勤の役員の報酬）

##### （1）理事

理事会等会議への出席	5, 000円
上記のほか、法人業務のための勤務	5, 000円

##### （2）監事

監事監査等への出席	10, 000円
上記のほか、法人業務のための勤務	5, 000円

##### （3）評議員

評議員会等会議への出席	5, 000円
上記のほか、法人業務のための勤務	5, 000円